

社会福祉法人純生喜狛会 評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人純生喜狛会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の仕事を行うために当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 常勤理事とは、常勤役員のうち、当法人の理事会で決定した担当業務に専従する理事をいう。
- (5) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける一切の財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む。）の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤理事の報酬は月額とし、その役職に応じて別表2に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する常勤理事には、支給しない。

3 非常勤役員の仕事の報酬は日額とし、理事会等本会議業務への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む。）の都度、その役職に応じて別表3に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員の仕事の報酬は、別表4に基づき支給する。

4 監事が監査業務を行ったときは、別表3に掲げる他、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 監事（社会福祉事業について識見を有する者） 日額 10,000 円
- (2) 監事（財務管理について識見を有する者） 日額 50,000 円

5 評議員選任・解任委員の仕事の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会等本会議業務への出席の都度、別表5に基づき支給する。

6 前項までの報酬は、毎年度半期毎に支払う。ただし、支給日が土日祝祭日にあたる場合は、その前日に支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対しては、費用を弁償する。前払いを要するものについては、相当と認められる場合には、前もって支給する。

2 費用の弁償の額は別表6に掲げるとおり、宿泊報酬を除き実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則

令和1年12月1日(第1回評議員会の議決日)施行

令和5年6月13日改定(令和5年7月1日施行)

別表1 評議員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	出席・テレビ会議等 での参加	10,000円	30,000円	270,000円
	決議省略	5,000円		

別表2 常勤理事の報酬

役職	報酬月額(1人当たり)	年間総額(1人当たり)
理事長(常勤)	500,000円	6,000,000円
職員兼務の場合	0円	0円
業務執行理事(常勤)	300,000円	3,600,000円
職員兼務の場合	0円	0円
理事(常勤)	200,000円	2,400,000円
職員兼務の場合	0円	0円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
理事長	出席・テレビ会議等での参加	20,000円	240,000円
	決議省略	5,000円	
業務執行理事	出席・テレビ会議等での参加	10,000円	120,000円
	決議省略	5,000円	
理事	出席・テレビ会議等での参加	10,000円	120,000円
	決議省略	5,000円	
監事 (社会福祉事業について 識見を有する者)	出席・テレビ会議等での参加	10,000円	120,000円
	決議省略	5,000円	
監事 (財務管理について識 見を有する者)	出席・テレビ会議等での参加	10,000円	220,000円
	決議省略	5,000円	

別表4 非常勤役員の報酬(国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員)

役職	参加形態	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)
理事	出席・テレビ会議等での参加	3,000円	36,000円

別表5 評議員選任・解任委員

役職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額
評議員選任・解任委員	10,000円	90,000円

別表6 費用

旅費	宿泊費	宿泊報酬日額(所得税別)	その他の支出
実費	実費	15,000円	実費